

平成27年国勢調査の実施に係る実施体制について

資料3

総務省（実施本部）

各府省
連絡会議

別紙2参照

各府省

- 職員への調査実施周知（オンライン調査周知を含む）
- 所管関連の個別事項についての協力・支援等

第1回 平成26年10月24日開催
第2回 平成27年4月頃開催予定

協力者会議
（個別の協力依頼）

別紙3参照

関係団体
（企業等）

- 調査実施に関する助言・支援
 - 団体内部や関連団体、会員等に対する周知
 - 調査員の調査活動への支援 等
- 第1回 平成26年7月29日開催
（マンション関係団体、社会福祉関係団体）
- 第2回 平成27年2月頃開催予定
（教育関係団体、外国人関係団体）
- 調査対象者に対する周知

有識者会議

別紙1
参照

有識者

- 調査に関する様々な課題の検討（調査の企画・環境・広報等）

正確かつ円滑な国勢調査の実施

平成 27 年国勢調査実施本部について

平成 26 年 10 月 1 日
総 務 省

1 目 的

平成 27 年国勢調査は、我が国に居住するすべての人を対象とするもので、その結果は行政の基盤情報として各種施策の基礎資料となることはもとより、とりわけ我が国が直面している少子高齢化、就業・雇用や地域の状況などの実態を明らかにし、こうした重要課題の施策に欠くことのできない統計データを提供するものである。

このため、総務省として、同調査の正確かつ円滑な実施と精度の高い有用データの提供に取り組むため、平成 27 年国勢調査実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

2 主な活動内容

- (1) 国勢調査の正確かつ円滑な実施についての対応に関すること
- (2) 国勢調査への協力確保及び総合的な広報の推進に関すること
- (3) その他結果の提供の推進に関すること

3 本部設置期間

平成 26 年 10 月から平成 28 年 3 月末までとする。

4 構 成

本部長	総務大臣
本部長代理	総務副大臣、総務大臣政務官
副本部長	総務事務次官、総務審議官
本部員	省議構成員

(事務局長)

大臣官房長、内部部局の局長、政策統括官、大臣官房総括審議官、大臣官房地域力創造審議官、大臣官房審議官、自治大学校長、消防庁長官、消防庁次長、選挙部長、郵政行政部長

統計局長

5 庶 務

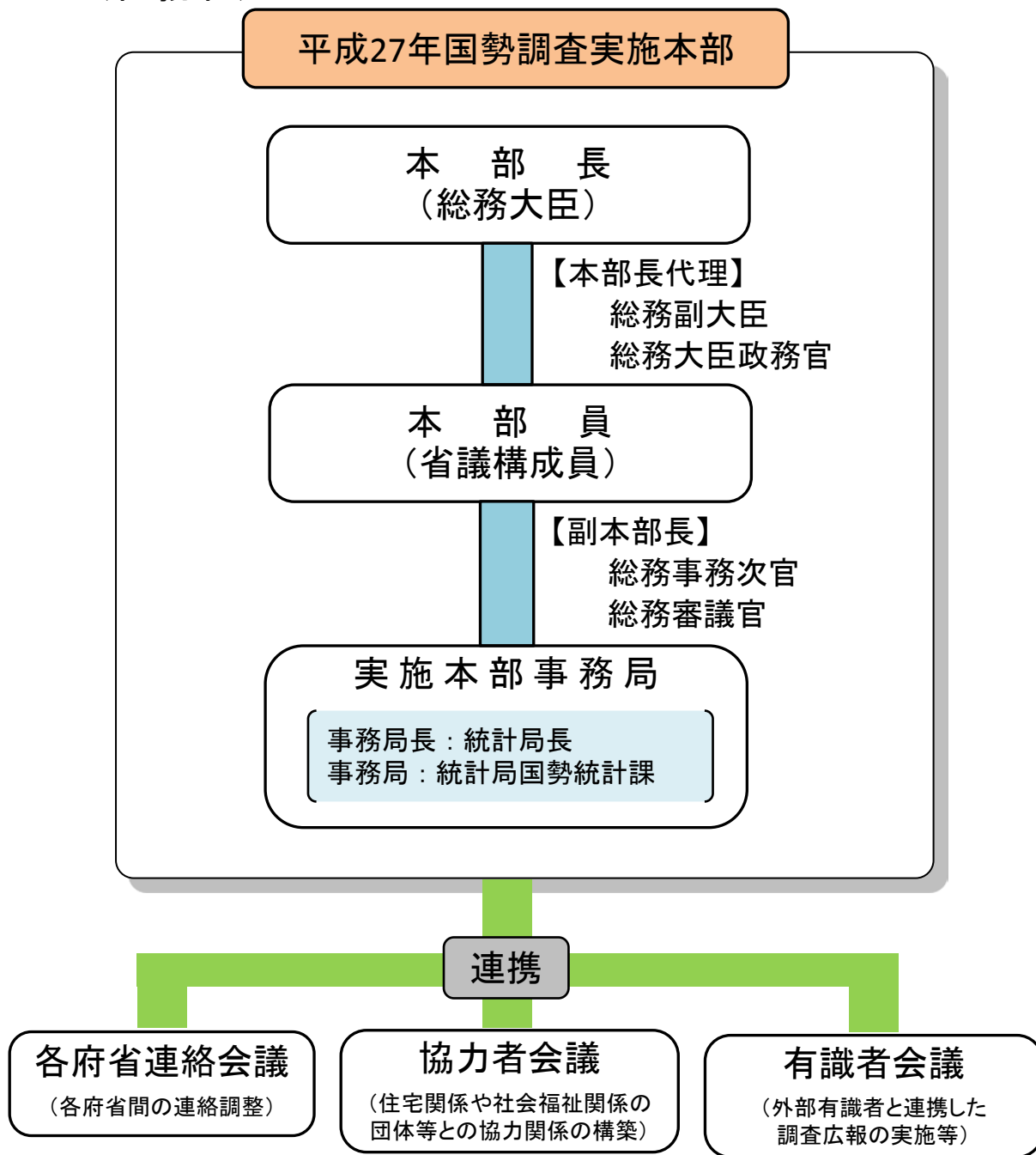
実施本部の庶務は、大臣官房及び各部局の協力を得て、統計局（国勢統計課）において行う。

推進体制：【別記参照】

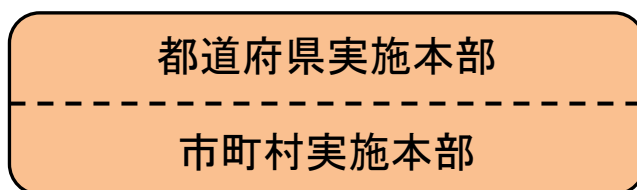
平成27年国勢調査の推進体制

別記

(総務省)



(都道府県・市町村)



平成27年国勢調査各府省連絡会議設置要領

〔平成26年10月9日〕
〔総務大臣決定〕

1 趣 旨

平成27年国勢調査の実施に関し各府省間の連絡協議を行うため、総務省統計局に平成27年国勢調査各府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 構 成

連絡会議は、関係府省が指名する職員及び総務省統計局長が指名する総務省統計局の職員をもって構成する。

3 開 催

- (1) 連絡会議は、平成26年10月から平成28年3月までの間において随時開催する。
- (2) 連絡会議は、総務省統計局長が主宰する。

4 庶 務

連絡会議の庶務は、総務省統計局統計調査部国勢統計課において処理する。

平成 27 年国勢調査協力者会議について

1. 目 的

- (1) 平成 27 年国勢調査の実施に当たっては、調査員が世帯と接触することが困難なオートロックマンションやワンルームマンションの増加、ふだん不在がちな若年単身者や日本語での意思疎通が難しい外国人の増加、調査員確保難の進展など、調査活動に困難を伴う状況が従来にも増して懸念される。
- (2) 平成 27 年国勢調査では、このような状況に対応するため、オンライン回答の全国展開など、調査方法を一層工夫するとともに、調査の周知、調査員確保等の広報活動を平成 26 年度から開始することとしているが、調査活動を円滑に行うためには、関係団体等の協力・支援を得ることが重要となっている。
- (3) このため、関係する団体の参加を得て、「平成 27 年国勢調査協力者会議」を開催し、調査の準備段階や調査実施上の対応について、助言などを得るとともに、調査の周知や協力依頼などについて連携を図り、調査の正確かつ円滑な調査の実施に資する。

2. 活 動

会議の開催を通じ、平成 27 年国勢調査の実施に向けた協力体制を確立し、参加団体からの調査員確保や調査実施面への支援を始め、以下のような活動を通じて調査の広報・周知や協力依頼をより円滑に推進する。

- (1) 各団体等が保有する広報媒体（メールマガジン、ホームページ等）への国勢調査の実施周知や調査員募集等の掲載
- (2) 団体内部や関連企業、会員等への調査に対する協力依頼等を通じた、調査活動に対する支援
など

3. 開催時期

第 1 回 平成 26 年 7 月 29 日 マンション関係団体・社会福祉関係団体を参集
(別記 参照)

第 2 回以降 他の団体（教育関係、外国人関係等）を参集し、順次開催予定

平成27年国勢調査協力者会議(第1回)出席団体一覧

＜マンション関係団体＞（14団体）

- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
- ・一般社団法人マンション管理業協会
- ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
- ・全国賃貸管理ビジネス協会
- ・独立行政法人都市再生機構
- ・公益財団法人マンション管理センター
- ・一般社団法人全国住宅供給公社等連合会
- ・一般社団法人全国住宅産業協会
- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会
- ・公益社団法人全日本不動産協会
- ・一般社団法人不動産協会
- ・一般社団法人不動産流通経営協会
- ・特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

＜社会福祉関係団体＞（6団体）

- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- ・公益社団法人全国老人保健施設協会
- ・公益社団法人全国有料老人ホーム協会
- ・一般社団法人全国特定施設事業者協議会
- ・一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会

＜関係省庁＞（2省庁）

- ・国土交通省関係部局
- ・厚生労働省関係部局